

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 4 号

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 44 年寒川町規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条の 4 第 1 号中「第 1 号」を削る。

第 23 条中「第 24 条」を「次条」に改める。

第 24 条第 2 項中「第 23 条」を「前条」に改める。

別表第 1 の 8 級の項中「会計管理者」を「会計管理者の職務」に改め、同表 2 級の項及び 1 級の項中「准看護師」の次に「、管理栄養士」を加える。

別表第 3 中「3 年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程修了」を、「2 年制の短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了」を加え、「若しくは中等教育学校」を「、中等教育学校」に改める。

別表第 10 中「寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の次に「(平成 11 年寒川町条例第 4 号)」を、「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。